

記東宮御倚子下有銘云々此倚子無銘仍不可知必是東宮御倚子若可用無欄倚子者可新作之專不可拔棄彼御倚子欄歟孝信宿禰申云東宮御倚子多年立伴倚子但於欄者忽被拔棄頗不穩便已數年立之何依一年記忽被改乎者不知可否時議如是又撤左右欄不撤後欄事不一様旁可謂違失云々

〔續世繼白川渡〕御座のおほひかくなるさをはとりはなちに侍けるを鳥羽院の位の御ときによ殿上人のいさかひ給てそのさをぬきてうたんとし給けるよりうちつけられたるとなんきこえ侍もとなき事もかゝるためしにはじまれるるべしその御ざと申は御倚子とて殿上のおくのかみにたてられ侍るなりしたんにてつくられて侍るなるをむかしうだのみかどまだ殿上人におはしましてなりひらの中將とすまゐとらせ給てかうらんうちおらせ給けるを代々さてのみをれながらこそ侍るにちかきみよにつくしのひごの守になれりけるながしとかやいふ人の藏人なりける時したんのきれとのに申てそのかうらんのをれたるつくろはんなどせられけるこそをこのことに侍ける

〔荒涼記〕正元元年六月五日丁丑略中就春宮山龜御元服可有沙汰歟之由申入了十一日癸未巳始參嵯峨殿於東面御談義所春宮御元服間事内々有評定略中仰云今度東宮御倚子欄有無如何永保裝束使辨就重明親王天慶八年正月一日記舊御倚子忽撤左右高欄匡房御難之後就此記有御不審也資季申云大臣倚子猶有高欄太子御倚子無欄之條不叶道理以一兩度例被略欄之條不可然歟者

〔禁秘御抄上〕殿上

倚子覆出納且暮奉仕之懸棹

〔禁秘御抄階梯上〕按殿上倚子以紫檀造之略註覆練蘇芳絹公禁秘抄懸覆撤之事上古藏人奉仕之